

(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センターの検討状況について

(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター（以下、「センター」という。）の令和8年度中の開設に向け、以下のとおり検討を進めている。

1 開設準備体制

令和6年度組織改正で「子ども家庭総合支援センター開設準備室」を新設。センター開設を見据え、児童福祉領域の相談支援を担う人材のさらなる育成等に向け、心理職スーパーバイザー、児童相談人材育成専門員を配置した。

2 確認書について

区は、こどもの安全・安心を守るため、東京都が設置する児童相談所（一時保護所を含む。）と区が設置する子ども家庭支援センターが連携した、新たな児童福祉相談支援に関する仕組みの具体化に向けて、以下の認識を共有し検討を進めるため確認書を取り交わした。

【確認書の主な内容】

区は、こども家庭センター機能を含む虐待予防等の未然防止の取組を強化、都は、地域支援の充実に向けた取組を強化し、虐待の未然防止から専門的支援までを切れ目なく実施し、地域支援の充実を図る。

3 都区検討事項

- (1) 運営体制（相談受付方法等）
- (2) レイアウト等（都区使用スペース等）
- (3) 賃借料等

4 今後のスケジュール

令和6年度	都区連携の大枠・方向性の確定
令和7年度	都区連携体制の具体化、開設に向けた諸準備
令和8年度中	センター開設（予定）